

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、  
翌日とする)

## 目次

◇ 示 保険薬剤師の登録(保険課)

土地収用法による立地の立入り(管理課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(シ)

◇ 告 採石業務管理者試験の実施(河川課)

## 告示

### 鳥取県告示第三百四十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
太田 久子	鳥薬第八七〇号	平成六年三月八日
山本 貞子	鳥薬第八七一号	平成六年三月二十二日
綿谷 秀徳	鳥薬第八七三号	平成六年三月二十五日
霜村 恭子	鳥薬第八七四号	〃

### 鳥取県告示第三百四十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成六年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 起業者の名称

中国電力株式会社

#### 二 事業の種類

東部変電所新設工事

#### 三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字大背字ツツ原奥、字ツツ原、字一ノ小谷、字百田及び字横路ノ下並びに大字東宇塚字隠谷上、字隠谷、字井手ノ上エ、字高尾谷、字中尾、字隠谷口西平、字中尾口及び字隠谷口

#### 四 立ち入ろうとする期間

平成六年四月八日から平成七年十一月三十日まで

鳥取県告示第三百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成六年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画土地地区画整理事業 米子駅前西土地地区画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

米子市大工町及び弥生町

追加する部分

米子市塩町及び東町

鳥取県告示第三百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年九月二十七日 鳥取県指令受米土維第五百三十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字沖林ノ一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北國義男

公 出

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第23回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成6年4月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試 験 の 時 間
ア 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）	2時間30分
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成6年6月7日(火) 午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県職員会館 第2会議室及び第3会議室

3 受験申込手続

次の書類を平成6年4月11日(月)から同年5月17日(火)までの間に住所地在管轄す

る土木事務所に提出すること。なお、郵送の場合は、平成6年5月17日(火)までの消印のあるもの限り、有効とする。また、受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真(手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 7,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

5 その他

(1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

(2) 受験についての詳細は、土木事務所に問い合わせること。